

# 火災の被害に遭われた方への支援制度の概要

第2版

令和4年（2022年）8月

越谷市

改正履歴

版数	制定（改正）年月日	改正の概要及び理由
1	令和元年（2019年）12月6日	初版制定
1.1	令和2年（2020年）4月1日	令和2年度組織改正に伴う変更等
1.2	令和3年（2021年）4月1日	令和3年度組織改正に伴う変更等
2	令和4年（2022年）8月1日	制度の追加・内容の見直しによる変更等

## 目次

1	見舞金・生活再建資金等	1
1-1	越谷市災害見舞金	1
1-2	火災見舞金給付事業	1
1-3	日赤災害見舞金	2
1-4	救援物資の無償提供	2
1-5	被災者生活再建支援制度（支援金）	3
1-6	越谷市災害弔慰金	4
1-7	災害障害見舞金	4
1-8	災害援護資金	5
1-9	生活福祉資金	5
1-10	越谷市火災り災者住宅家賃給付事業実施要綱	6
2	税金、保険料、公共料金の減免、徴収猶予等	7
2-1	個人市民税・県民税の減免	7
2-2	固定資産税・都市計画税の減免	8
2-3	市税及び国民健康保険税の徴収猶予	8
2-4	り災証明手数料の免除	9
2-5	国民年金保険料の免除	9
2-6	越谷市介護給付費等の特例による利用者負担の減免	9
2-7	介護保険料の減免	10
2-8	国民健康保険税の減免	10
2-9	国民健康保険 医療費一部負担金の減免	11
2-10	後期高齢者医療保険料の減免	12
2-11	後期高齢者医療 医療費一部負担金の減免	13
2-12	下水道事業受益者負担金の徴収猶予	13
2-13	建築確認手数料等の免除	14
2-14	開発行為等手数料の免除	14
2-15	火災ごみ（家財道具）の受け入れ	14
3	子どもの養育等	15
3-1	障害福祉サービス、障害児通所支援の利用者負担額の減免	15
3-2	越谷市児童発達支援センター使用料の減免	15
3-3	利用者負担額（保育料）の減免	15
3-4	災害における学童保育室への申請について	16
3-5	越谷市看護師等修学資金の返還猶予	16
3-6	越谷市入学準備金貸付金の償還の猶予等	16
3-7	埼玉県高等学校等奨学金	16

3-8	就学援助制度.....	17
3-9	被災教科書の給与.....	17
4	農業者への支援.....	17
4-1	農業近代化資金.....	17
4-2	スーパーL資金.....	18
4-3	農業共済制度.....	18
4-4	収入保険制度.....	18
5	その他.....	18
5-1	図書館資料の弁償免除.....	18



## 1 見舞金・生活再建資金等

### 1-1 越谷市災害見舞金

支援の内容	市民の方が災害により被害を受けたときに、被災者又はそのご遺族に対して見舞金等を支給します。 (支給額) (1)家屋の全焼、全壊または流失 1世帯につき10万円 (2)家屋の半焼、半壊 1世帯につき5万円 (3)住家の床上浸水 1世帯につき3万円 (4)死亡者 1人につき10万円 (5)重傷者 1人につき3万円
対象となる方	災害発生時において越谷市に住民登録を有し、居住している方。
必要書類等	【人的被害】 被災届、死亡届又は負傷届、医師の診断書等、本人確認書類 【住家被害】 被災届、被災証明書(り災証明書(写し)でも可)、本人確認書類 ※詳細条件・必要書類等に不明な点がある場合には、下記にお問い合わせください。
その他	【申請期間】原則、災害をうけた日から30日以内
問い合わせ先	越谷市福祉部福祉総務課 電話：048-963-9320(直通)

### 1-2 火災見舞金給付事業

支援の内容	越谷市民が火災による被害を受けたときに、被災者またはその遺族等に対し、火災見舞金を支給します。 (支給額) 1世帯につき1万円
対象となる方	火災によって現に居住する住家が全焼した、被災者またはその遺族 (全焼…家屋の焼失部分の床面積がその家屋の70%以上に達したときまたは、70%には達しないがその家屋を改築しなければ再び家屋として使用することができない程度の被害)
必要書類等	詳細条件・必要書類等については、お問い合わせください。
その他	
問い合わせ先	社会福祉法人越谷市社会福祉協議会 生活支援課 電話：048-966-2251

### 1-3 日赤災害見舞金

支援の内容	市民の方が災害により被害を受けたときに、日本赤十字社埼玉県支部越谷市地区から被災者又はそのご遺族に対して見舞金を支給します。 (支給額) 1世帯につき1万円
対象となる方	住宅が全焼以上の被害を受けた世帯を対象とします。
必要書類等	被災届
その他	
問い合わせ先	日本赤十字社埼玉県支部越谷市地区(越谷市福祉部福祉総務課) 電話：048-963-9320(直通)

### 1-4 救援物資の無償提供

支援の内容	日本赤十字社埼玉県支部から救援物資として、毛布(圧縮型)・緊急セットが提供されます。 ○布団 住宅が半壊・半焼以上の世帯 ひとり1組(小学生以上) ○毛布(圧縮型) 住宅が半壊・半焼以上の世帯 ひとり1枚 ○緊急セット(ラジオ、懐中電灯、包帯など) 住宅が半壊・半焼以上の世帯 1世帯あたり1個
対象となる方	住宅が半壊・半焼以上の被害を受けた世帯を対象とします。
必要書類等	
その他	
問い合わせ先	日本赤十字社埼玉県支部越谷市地区(越谷市福祉部福祉総務課) 電話：048-963-9320(直通)

## 1-5 被災者生活再建支援制度（支援金）

<p>支援の内容</p>	<p>「被災者生活再建支援法」に基づき、自然災害により居住する住宅が全壊又は大規模半壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯に支援金を支給し、生活の再建を支援する制度です。なお、市内において10世帯以上の住宅全壊被害が発生し、埼玉県において支援法が適用される場合に限りです。</p> <p>支給額は、下表のとおりです。（2つの支援金の合計額）</p> <table border="1" data-bbox="363 456 1418 1057"> <thead> <tr> <th rowspan="2">被災世帯の区分</th> <th rowspan="2">損害割合</th> <th colspan="3">支援金の支給額</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">(1)基礎支援金</th> <th colspan="2">(2)加算支援金</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <th>住宅の再建手段</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">全壊</td> <td rowspan="3">50%以上</td> <td rowspan="3">100万円</td> <td>建設・購入</td> <td>200万円</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>賃借</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">大規模半壊</td> <td rowspan="3">40%台</td> <td rowspan="3">50万円</td> <td>建設・購入</td> <td>200万円</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>賃借</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">中規模半壊</td> <td rowspan="3">30%台</td> <td rowspan="3">-</td> <td>建設・購入</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td>賃借</td> <td>25万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1)住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)                  (2)住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)                  (※世帯人数が1人の場合は、各金額の4分の3の額)</p>	被災世帯の区分	損害割合	支援金の支給額			(1)基礎支援金	(2)加算支援金				住宅の再建手段	支給額	全壊	50%以上	100万円	建設・購入	200万円	補修	100万円	賃借	50万円	大規模半壊	40%台	50万円	建設・購入	200万円	補修	100万円	賃借	50万円	中規模半壊	30%台	-	建設・購入	100万円	補修	50万円	賃借	25万円
被災世帯の区分	損害割合			支援金の支給額																																				
		(1)基礎支援金	(2)加算支援金																																					
			住宅の再建手段	支給額																																				
全壊	50%以上	100万円	建設・購入	200万円																																				
			補修	100万円																																				
			賃借	50万円																																				
大規模半壊	40%台	50万円	建設・購入	200万円																																				
			補修	100万円																																				
			賃借	50万円																																				
中規模半壊	30%台	-	建設・購入	100万円																																				
			補修	50万円																																				
			賃借	25万円																																				
<p>対象となる方</p>	<p>(1)住宅が全壊した世帯                  (2)住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯（解体する場合は、下記の間合せ先に必ずご相談ください）                  (3)災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯                  (4)住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)                  (5)住宅が半壊した世帯のうち、大規模半壊世帯に至らないが相当規模の補修を要する世帯（中規模半壊世帯）</p>																																							
<p>必要書類等</p>	<p>支援金支給申請書、住民票等、り災証明書等、預金通帳の写し、契約書(住宅の購入、賃借等) 等                  ※振込先は、世帯主となりますので世帯主の通帳をご持参ください（カード不可）。                  ※制度内容・手続き・必要書類等に不明な点がある場合には、下記にお問い合わせください。</p>																																							
<p>その他</p>	<p>(申請期間)                  (1)基礎支援金 災害のあった日から13か月以内                  (2)加算支援金 災害のあった日から37か月以内</p>																																							
<p>問い合わせ先</p>	<p>越谷市福祉部福祉総務課 電話：048-963-9320（直通）</p>																																							

## 1-6 越谷市災害弔慰金

支援の内容	越谷市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、自然災害により死亡した市民のご遺族に対する災害弔慰金の支給を行います。 (支給額) ・生計維持者が死亡 500万円 ・生計維持者以外の方が死亡 250万円
対象となる方	・災害により死亡した方のご遺族 ・支給の範囲・順位 (1)配偶者 (2)子 (3)父母 (4)孫 (5)祖父母
必要書類等	申請書、被災証明書(り災証明書(写し)でも可)、遺族であることを証明する書類(越谷市民ではない遺族の場合) ※詳細条件・必要書類等については、お問い合わせください。
その他	
問い合わせ先	越谷市福祉部福祉総務課 電話：048-963-9320(直通)

## 1-7 災害障害見舞金

支援の内容	越谷市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、身体及び精神に著しい障がいを受けた市民に対する災害障害見舞金の支給を行います。 (支給額) ・生計維持者が重度の障がいを受けた場合 250万円 ・生計維持者以外の方が重度の障がいを受けた場合 125万円
対象となる方	重度障がいの基準 (1)両眼が失明したもの (2)咀嚼及び言語の機能を廃したもの (3)神経系統の機能又は精神に著しい障がいを残し、常に介護を要するもの (4)胸腹部臓器の機能に著しい障がいを残し、常に介護を要するもの (5)両上肢をひじ関節以上で失ったもの (6)両上肢の用を全廃したもの (7)両下肢をひざ関節以上で失ったもの (8)両下肢の用を全廃したもの (9)精神又は身体の障がい重複する場合における当該重複する障がいの程度が前各号と同程度以上と認められるもの
必要書類等	申請書、被災証明書(り災証明書(写し)でも可)、障がいを有することを証明する医師の診断書 ※詳細条件・必要書類等については、お問い合わせください。
その他	
問い合わせ先	越谷市福祉部福祉総務課 電話：048-963-9320(直通)

## 1-8 災害援護資金

支援の内容	本市が災害救助法の適用を受けた場合に限り、越谷市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、一定以上の被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行います。 (貸付額) 被害程度により最大350万円まで
対象となる方	世帯主が1か月以上の負傷をされた世帯、住宅の半壊以上、家財の被害が3分の1以上
必要書類等	災害援護資金借入申込書、医師の診断書(療養見込期間及び療養概算額を記載したもの)、前年の所得証明書(他の市町村に居住していた方) ※詳細条件・必要書類等については、お問い合わせください。
その他	
問い合わせ先	越谷市福祉部福祉総務課 電話：048-963-9320 (直通)

## 1-9 生活福祉資金

支援の内容	低所得者・障がい者または高齢者に対し、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるよう、資金の貸付と必要な相談支援を行います。 (1)資金の種類 ①被災した住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費 (貸付の上限額) 250万円 ②災害を受けたことにより臨時に必要な経費(家財道具購入等) (貸付の上限額) 150万円 (2)基準 6か月据置き、7年償還(最長) 利子 連帯保証人あり 無利子 連帯保証人なし 1.5% ※この他、緊急小口資金があります。
対象となる方	『災害弔慰金の支給等に関する法律』に基づく災害援護資金の対象とならない世帯 低所得者世帯(収入基準あり)、障がい者世帯、高齢者世帯(収入基準あり、日常生活上、療養又は介護を要する世帯)
必要書類等	詳細条件・必要書類等については、お問い合わせください。
その他	<a href="http://www.koshigaya-syakyo.com/">http://www.koshigaya-syakyo.com/</a>
問い合わせ先	社会福祉法人越谷市社会福祉協議会 生活支援課 電話：048-966-2251

1-10 越谷市火災り災者住宅家賃給付事業

支援の内容	<p>火災により被害を受け、住宅の取り壊し又は再建のために仮住まいを必要とする被災者が民間の貸家等を借り受ける場合に、その家賃の一部を給付します。</p> <p>(1)給付期間 仮住まいを開始した日から起算して6月以内</p> <p>(2)給付額 貸家等の借り受けに係る家賃（権利金、敷金、礼金等を除く。）に相当する額で、月額50,000円を限度とする。</p>
対象となる方	<p>次に掲げる要件をすべて備えている方</p> <p>(1) 火災の原因が自己の故意によるものでないこと。</p> <p>(2) 火災により住宅が全焼し、その住宅の取り壊し又は再建のために民間の貸家等に仮住まいをしている者であること。</p> <p>(3) 火災発生時に市内に住所を有していた者であること。</p> <p>(4) 被害を受けた住宅が自己所有の建物で、その所在が市内であること。</p> <p>(5) 生活保護を受けていない世帯であること。</p>
必要書類等	<p>申請書・仮住居の賃貸契約書の写し・被災建物の所有者が確認できる書類</p> <p>※詳細条件・必要書類等については、お問い合わせください。</p>
その他	<p>【申請期間】火災発生日の翌日から起算して30日以内</p>
問い合わせ先	<p>越谷市福祉部福祉総務課 電話：048-963-9320（直通）</p>

## 2 税金、保険料、公共料金の減免、徴収猶予等

### 2-1 個人市民税・県民税の減免

支援の内容	<p>火災により被災された方は個人市民税・県民税の減免を受けることができます。</p> <p>【減免対象】 被災した日の属する年度分の個人市民税・県民税の税額のうち、被災日において納期の末日が未到来である税額</p> <p>【減免割合】</p> <p>(1)人的損害</p> <p>①火災により死亡又は生活保護法の規定による生活扶助を受けることになった場合：全額免除</p> <p>②火災により障がい者となった場合：10分の9減額</p> <p>(2)物的損害</p> <p>住宅又は家財に一定以上の損害が生じた場合には、損害の程度及び納税義務者の合計所得金額により、税額の8分の1から全額を段階的に減免します。</p>
対象となる方	<p>市民税・県民税が課税されている方で、火災により、下記のいずれかに該当することとなった方。</p> <p>(1)死亡、生活扶助受給、障がい者になった方</p> <p>(2)所有する住宅又は家財（保険金・損害賠償金等により補てんされるべき金額を除く。）に10分の3以上の損害が発生した方で、合計所得金額が1,000万円以下の方</p>
必要書類等	<p>減免申請書、り災証明書（写し）、本人確認書類 等</p> <p>※詳細につきましては、下記へお問い合わせください。</p>
その他	
問い合わせ先	越谷市行財政部市民税課 電話：048-963-9144（直通）

## 2-2 固定資産税・都市計画税の減免

支援の内容	<p>火災により被災した家屋及び償却資産について、固定資産税・都市計画税の減免を受けることができます。</p> <p>【減免対象期間】 被災した日の属する年度分の固定資産税・都市計画税の税額のうち、被災日において納期の末日が未到来である税額</p> <p>【減免割合】 焼損の程度により全額から10分の2まで段階的</p>
対象となる方	<p>固定資産税・都市計画税が課税されている建物が「全焼」、「半焼」、「部分焼」（償却資産の付帯設備の場合も同程度）と判定された個人又は法人</p> <p>※ぼやの場合、家屋は減免非該当です。</p>
必要書類等	減免申請書、り災証明書（写し）、印鑑、必要に応じて本人確認書類等
その他	※個人所有の場合は印鑑不要
問い合わせ先	越谷市行財政部資産税課 電話：048-963-9149（直通）

## 2-3 市税及び国民健康保険税の徴収猶予

支援の内容	<p>火災により被災された方（法人を含む）で、市税等を納付することが困難な方は徴収猶予を受けることができます。</p> <p>【猶予期間】 原則として1年以内の範囲（延長する場合は最初の猶予期間と合計して2年以内）</p>
対象となる方	被災したことにより、市税等を納付することが困難な個人又は法人
必要書類等	<p>(1)徴収猶予を受けようとする税額が100万円未満の場合 財産目録・収支の明細書・徴収猶予申請書・り災証明書（写し）・本人確認書類等</p> <p>(2)徴収猶予を受けようとする税額が100万円以上の場合 財産目録・収支の明細書・徴収猶予申請書・り災証明書（写し）・印鑑（実印）・印鑑登録証明書・担保提供書・抵当権設定登記承諾書・共同担保目録・本人確認書類等</p>
その他	状況に応じた提出書類のご案内をしますので、事前に収納課にご相談ください、
問い合わせ先	越谷市行財政部収納課 電話：048-963-9142（直通）



## 2-4 り災証明手数料の免除

支援の内容	被災者の経済的負担を軽減する観点から、り災証明書の手数料を免除します。
対象となる方	火災によるり災対象物の所有者、管理者、占有者、担保権者、保険受取人及びその他消防長が適当と認める者 ※予防課へのり災証明書交付申請書の提出については、本人、家族又は代理人（委任状が必要）が可能です。
必要書類等	り災証明書交付申請書、印鑑、必要に応じて委任状や本人確認書類等（手数料免除に係る申請書等はありません）
その他	
問い合わせ先	越谷市消防局予防課 電話：048-974-0103

## 2-5 国民年金保険料の免除

支援の内容	火災による被害により、国民年金保険料の納付が困難となった方は、災害による特例免除を受けることができます。ただし、免除承認期間の老齢基礎年金額への反映は、保険料納付の2分の1として計算されます。 【免除期間】 火災が発生した前月から翌々年6月分までの期間が対象となります（ただし、1回の申請で承認されるのは、次の6月までとなり、1年分を超えて承認を受けることはできません。次の7月以降に再度申請していただく必要があります）。
対象となる方	火災により、住宅・家財・その他の財産について、おおむね2分の1以上の損害を受けた国民年金第1号被保険者
必要書類等	保険料免除申請書、り災証明書（写し）、被災状況届、本人確認書類等
その他	
問い合わせ先	越谷市保健医療部国保年金課 電話：048-963-9155（直通） 越谷年金事務所 電話：048-960-1190

## 2-6 越谷市介護給付費等の特例による利用者負担の減免

支援の内容	震災、風水害、火災その他これらに類する災害による、住宅、家財又はその財産に著しい損害を受けた方が障害福祉サービスの支給決定を受けている場合に、介護給付費等の費用の自己負担額を減免します。
対象となる方	障害福祉サービスの支給決定を受けている障がい者等又はその属する世帯の生計を主として維持する者
必要書類等	・「利用者負担額減額・免除(特例適用)申請書」 ・り災証明等の災害に見舞われたことの証明できるもの
その他	
問い合わせ先	越谷市福祉部障害福祉課 電話：048-963-9164（直通）

## 2-7 介護保険料の減免

支援の内容	<p>介護保険料の全額又は一部を減免します。</p> <p>【減免内容】</p> <p>全焼：6か月免除（竜巻による全壊・大規模半壊：免除）</p> <p>半焼：3か月免除（竜巻による半壊：2分の1減額）</p> <p>※災害発生年度の介護保険料に限ります。</p> <p>※災害発生日以前に既に到来した納期に係る分は減免の対象となりません。</p> <p>※災害発生日よりも前に既に納付した分は減免の対象となりません。</p>
対象となる方	<p>介護保険の第一号被保険者で、火災や竜巻等により甚大な被害を受けた被災者で、現に居住する住宅が滅失し、又は著しい被害を受けた方</p>
必要書類等	<p>り災証明書（写し）</p>
その他	
問い合わせ先	<p>越谷市地域共生部介護保険課 保険料担当 電話：048-963-9168（直通）</p>

## 2-8 国民健康保険税の減免

支援の内容	<p>現に居住する住宅の損害の程度によって、国民健康保険税の一部を減免します。</p> <p>【減免内容】</p> <p>全焼：6か月免除</p> <p>半焼：3か月免除</p> <p>※申請日以後の納期に係るものに限ります。</p> <p>※減免申請日以前に既に到来した納期に係る分は減免の対象となりません。</p> <p>※減免申請日以前に既に納付した分は減免の対象となりません。</p>
対象となる方	<p>以下のすべてに該当する方</p> <p>(1)越谷市国民健康保険税の納税義務者</p> <p>(2)居住している家屋が全焼、半焼</p>
必要書類等	<p>申請書、り災証明書（写し）、本人確認ができる書類等（被保険者証、運転免許証、パスポート、住基カード等）</p> <p>※必要書類等が火災により消失している場合は不要です。</p> <p>※詳細内容・手続き等につきましては下記へお問い合わせください。</p>
その他	
問い合わせ先	<p>越谷市保健医療部国保年金課 保険担当</p> <p>電話：048-963-9146（直通）</p>

## 2-9 国民健康保険 医療費一部負担金の減免

支援の内容	医療機関等で受診されたときに支払う一部負担金を免除します。
対象となる方	以下のすべてに該当する方 (1)越谷市国民健康保険被保険者の方 (2)世帯主又は世帯に属する被保険者が、震災・風水害、火災その他これらに類する災害により資産に重大な損害を受け、又は収入が著しく減少したことにより、生活が困窮し、一部負担金の支払いが困難になっていること (3)世帯主及び世帯に属する被保険者の収入の合計額が、生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項第1号から第3号までに定める保護のための保護金品に相当する金額の合算額（生活保護基準額）の1.155倍以下で、かつ、預貯金が生活保護基準額の1.155倍の3月分以下であること
必要書類等	・資産報告書、収入申告書、同意書、給与証明書、家屋（住宅）賃貸借契約証明書、担当医師意見書、左記の書類のほか市長が必要と認める書類 ・被保険者証
その他	
問い合わせ先	越谷市保健医療部国保年金課 給付担当 電話：048-963-9154（直通）

## 2-10 後期高齢者医療保険料の減免

支援の内容	<p>後期高齢者医療保険料の全額又は一部を減免します。</p> <p>【減免内容】</p> <p>住宅の損壊が全壊 保険料の100%</p> <p>住宅の損壊が大規模半壊 保険料の70%</p> <p>住宅の損壊が半壊 保険料の50%</p> <p>家財その他の財産が焼失・損壊 保険料の50%</p> <p>※減免申請日より前に納付済みの保険料は減免の対象となりません。</p>
対象となる方	<p>以下の(1)又は(2)のいずれかに該当する方</p> <p>(1)後期高齢者医療被保険者又はその方の属する世帯の生計維持者が所有し現に居住する住宅（持家）が、火災で全壊、大規模半壊又は半壊と判定された方</p> <p>(2)後期高齢者医療被保険者又はその方の属する世帯の生計維持者が契約し現に居住する住宅（借家、賃貸住宅など）における家財その他の財産【注1】が、火災で著しい損害【注2】を受けた方</p> <p>【注1】家財その他の財産とは、生活必需品における生活家電、寝具等で被保険者本人の所有しているものを対象としています。</p> <p>【注2】著しい損害とは、借家などのお住まいが、火災で全壊、大規模半壊又は半壊と越谷市より判定された場合を対象としています。</p>
必要書類等	<p>減免申請書、り災証明書（写し）、本人（申出人）確認ができるもの（被保険者証、運転免許証等）</p> <p>※詳細内容・手続き等については下記へお問い合わせください。</p>
その他	
問い合わせ先	<p>越谷市保健医療部国保年金課 後期高齢者医療担当</p> <p>電話：048-963-9170（直通）</p>

## 2-11 後期高齢者医療 医療費一部負担金の減免

支援の内容	医療機関等で受診されたときに支払う一部負担金の全額又は一部を減免します。減免の期間は、申請のあった日の属する日の初日から3か月以内です。
対象となる方	以下の(1)又は(2)のいずれかに該当する方で、かつ世帯の平均収入月額【注1】が基準生活費【注2】に1.2を乗じて得た額以下であるとともに、世帯の預貯金の額の合計額が基準生活費の3か月分に相当する額以下であることにより、一部負担金を支払うことが困難であると認められる場合 (1)火災により、住宅の損壊、焼失した部分の床面積がその住宅の延床面積の5割以上の損害 (2)火災により、家財その他の財産の損害額が世帯の資産の5割以上の損害を受けた方 【注1】直近過去3か月間における生活保護の要否判定に用いられる収入の額の平均額 【注2】生活保護法による保護の基準別表第1第1章に規定する基準生活費の額
必要書類等	減免申請書、収入状況等申告書、り災証明書（写し）、入院費請求書・入院費領収書等（写し）、直近過去3か月の収入の状況を確認できる書類（給与明細書、年金等の通知書等）、預貯金通帳等 ※詳細内容・手続き等については下記へお問い合わせください。
その他	
問い合わせ先	越谷市保健医療部国保年金課 後期高齢者医療担当 電話：048-963-9170（直通）

## 2-12 下水道事業受益者負担金の徴収猶予

支援の内容	災害等により負担金を納付することが困難であると認められる受益者について、被害の程度に応じて市長が認める期間で2年以内の徴収猶予を認めます。
対象となる方	災害等により負担金を納付することが困難であると認められる受益者
必要書類等	下水道事業受益者負担金徴収猶予申請書、り災証明書
その他	
問い合わせ先	越谷市建設部下水道経営課 電話：048-963-9206（直通）

### 2-13 建築確認手数料等の免除

支援の内容	建築物、建築設備又は工作物（建築物等）について、建築確認及び検査を受ける場合に、手数料を免除します。
対象となる方	災害による滅失又は毀損のため、一年以内に建築物等を建築し、又は設置する方
必要書類等	手数料免除申請書、り災証明書（写し）
その他	
問い合わせ先	越谷市都市整備部建築住宅課 電話：048-963-9235（直通）

### 2-14 開発行為等手数料の免除

支援の内容	開発行為許可、建築行為許可、適合証明書等の申請手数料を免除します。 ※越谷市手数料条例 別表3土木手数料（3）都市計画法関係ア（ア）（イ）（ウ）、イ（ア）（イ）（ウ）、ウ、エ、オ、カ、キ（4）アに掲げる手数料を免除します。
対象となる方	災害による滅失又は毀損のため、一年以内に建築物等を建築し、又は設置する方
必要書類等	手数料免除申請書、り災証明書（写し）
その他	
問い合わせ先	越谷市都市整備部開発指導課 電話：048-963-9234（直通）

### 2-15 火災ごみ（家財道具）の受け入れ

支援の内容	<p>火災で住宅が被災した場合に、鎮火から1週間を経過し、り災証明を取得している方の家財道具等を処理施設で無料にて受け入れします。なお、建物の瓦、柱、壁、基礎部分等は除きます。</p> <p>【相談窓口】資源循環推進課</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>搬入先</th> <th>対象 (火災等により被災したものに限り)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東埼玉資源環境組合 (増林3-2-1)</td> <td>・衣類や本などの燃えるごみ</td> </tr> <tr> <td>リサイクルプラザ (砂原355)</td> <td>・鍋や小型電化製品などの燃えないごみ ・タンスやベッドなどの粗大ごみ ・テレビや冷蔵庫などの家電リサイクル法対象品</td> </tr> </tbody> </table>	搬入先	対象 (火災等により被災したものに限り)	東埼玉資源環境組合 (増林3-2-1)	・衣類や本などの燃えるごみ	リサイクルプラザ (砂原355)	・鍋や小型電化製品などの燃えないごみ ・タンスやベッドなどの粗大ごみ ・テレビや冷蔵庫などの家電リサイクル法対象品
搬入先	対象 (火災等により被災したものに限り)						
東埼玉資源環境組合 (増林3-2-1)	・衣類や本などの燃えるごみ						
リサイクルプラザ (砂原355)	・鍋や小型電化製品などの燃えないごみ ・タンスやベッドなどの粗大ごみ ・テレビや冷蔵庫などの家電リサイクル法対象品						
対象となる方	越谷市に居住している方（個人事業主や法人を除きます）						
必要書類等	り災証明書（写し）、搬入を希望する物の写真						
その他	被災者又はご親族の方が下記まで電話にてご相談ください。						
問い合わせ先	越谷市環境経済部資源循環推進課 電話：048-963-9181						

### 3 子どもの養育等

#### 3-1 障害福祉サービス、障害児通所支援の利用者負担額の減免

支援の内容	災害等により、障害福祉サービス、障害児通所支援に要する費用を負担することが困難であると認められた場合には、利用者負担額の減額・免除を行います。
対象となる方	障害福祉サービス、障害児通所支援の受給者
必要書類等	り災証明書（写し）等
その他	詳細内容・手続き等はお問い合わせください。
問い合わせ先	越谷市子ども家庭部子ども福祉課 電話：048-963-9172（直通）

#### 3-2 越谷市児童発達支援センター使用料の減免

支援の内容	天災その他特別な理由により、児童発達支援センター使用料の支払いが困難であると認められた場合、使用料を減免又は免除します。
対象となる方	障害児通所給付決定を受けている、センター利用児童の保護者の方で、特別な理由により使用料の負担が困難と認められる方。
必要書類等	減免申請書（市様式）、り災証明書（写し）等の理由を証明する証拠書類
その他	
問い合わせ先	越谷市児童発達支援センター 電話：048-940-5951（代表）

#### 3-3 利用者負担額（保育料）の減免

支援の内容	保護者又はその属する世帯の生計中心者が、火災等に類する災害により、住宅、家財又はその財産について著しい損害を受けた場合等支給認定保護者が負担することが困難であると認められる場合、減額・免除を行います。
対象となる方	越谷市内に住所があり、支給認定を受けている児童のいる世帯で特別の事由があることにより、保護者が特定教育・保育等に要する費用を負担することが困難であると認められる方。
必要書類等	利用者負担額減額・免除（災害特例適用）申請書（市様式）、り災証明書（写し）、本人確認書類（免許証等）
その他	
問い合わせ先	越谷市子ども家庭部保育入所課 電話：048-963-9167（直通）

### 3-4 災害における学童保育室への申請について

支援の内容	震災・風水害・火災その他の災害の復旧のために、保護者が小学校に就学している児童の保育ができない場合は、これを理由に学童保育室の申請をすることができます。
対象となる方	小学校に就学している児童の保護者
必要書類等	り災証明書（写し） ※全壊や半壊等で復旧に時間がかかる場合に限る
その他	
問い合わせ先	越谷市子ども家庭部青少年課 電話：048-963-9158（直通）

### 3-5 越谷市看護師等修学資金の返還猶予

支援の内容	被災したことにより越谷市看護師等修学資金の返還が困難になった方について、当該事由が継続している間、修学資金の返還の猶予申請をすることができます。
対象となる方	越谷市看護師等修学資金の返還をしている方で、被災した方
必要書類等	修学資金返還猶予申請書（市様式）、り災証明書（写し）等
その他	詳細内容・手続き等はお問い合わせください。
問い合わせ先	越谷市保健医療部地域医療課 電話：048-972-4777（直通）

### 3-6 越谷市入学準備金貸付金の償還の猶予等

支援の内容	越谷市入学準備金貸付金の償還の猶予等を受けることができます。
対象となる方	越谷市入学準備金貸付金の貸付を受けた方で、災害等により、定められた償還期限内に、貸付金を償還することが著しく困難な方
必要書類等	貸付金償還猶予（免除）申請書（市様式）、り災証明書（写し）
その他	詳細内容・手続き等はお問い合わせください。
問い合わせ先	越谷市教育委員会教育総務部教育総務課 電話：048-963-9280（直通）

### 3-7 埼玉県高等学校等奨学金

支援の内容	詳細については、お問い合わせください。
対象となる方	
必要書類等	
その他	<a href="https://www.pref.saitama.lg.jp/f2204/j-s/index2.html">https://www.pref.saitama.lg.jp/f2204/j-s/index2.html</a>
問い合わせ先	埼玉県教育局財務課 電話：048-830-6652



### 3-8 就学援助制度

支援の内容	越谷市立小中学校児童生徒の保護者に対し、学用品費、学校給食費などの一部を支給します。 【申込先】学務課窓口申請書とり災証明書（写し）を提出 【支給費目】学用品費・通学用品費・校外活動費・学校給食費等
対象となる方	越谷市立小中学校に在学し、火災等の災害による被害を受けた児童生徒の保護者
必要書類等	申請書（市様式）、印鑑（認印可）、振込先口座の通帳またはキャッシュカード（ゆうちょ銀行の場合キャッシュカード不可）、り災証明書（写し） ※申請書は学務課窓口にあります。
その他	詳細内容・手続き等はお問い合わせください
問い合わせ先	越谷市教育委員会学校教育部学務課 電話：048-963-9281（直通）

### 3-9 被災教科書の給与

支援の内容	越谷市立小中学校の児童生徒が現に使用している教科書が、災害等により破損、汚損、滅失した場合、当該教科書と同じものを給与する。
対象となる方	市内小中学校に在籍している児童生徒の保護者
必要書類等	被災教科用図書給与申請書（学校を通して提出）
その他	
問い合わせ先	越谷市教育委員会学校教育部指導課 電話：048-963-9292（直通）

## 4 農業者への支援

### 4-1 農業近代化資金

支援の内容	農機具の取得などの農業経営の近代化のために必要な資金を円滑に調達できるようにするための県の制度融資です。農協等の金融機関から融資を受けた農業者に対して、融資を行った金融機関を通じて、県の利子助成に市が1%以内の上乗せ助成を行います。
対象となる方	農業者
必要書類等	農協、銀行等、最寄りの金融機関にお問い合わせください。
その他	<a href="http://www.pref.saitama.lg.jp/a0903/kindaika.html">http://www.pref.saitama.lg.jp/a0903/kindaika.html</a>
問い合わせ先	農協、銀行等の取扱い金融機関

#### 4-2 スーパーL資金

支援の内容	「人・農地プラン」に基づき、競争力・体質強化に向けて意欲的に生産拡大等に取り組む農業者に対して、日本政策金融公庫が融資する長期低金利資金で、(公財)農林水産長期金融協会が利子助成を行い、貸付当初5年間の金利負担が実質無利子となります。
対象となる方	「人・農地プラン」の中心経営体に位置付けられた認定農業者
必要書類等	日本政策金融公庫の各支店にお問い合わせください
その他	<a href="https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/a_30.html">https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/a_30.html</a>
問い合わせ先	日本政策金融公庫各支店

#### 4-3 農業共済制度

支援の内容	農業共済に加入している農業者が出し合った共済掛金を原資として、加入内容・被害の程度に応じて、自然災害により被害を受けた農産物や農業用施設に対して共済金が支払われます。
対象となる方	農業共済に加入している農業者で、風水害、干害、冷害、雪害、その他気象上の原因による災害、火災、病虫害、鳥獣害による被害を受けた方
必要書類等	埼玉県農業共済組合にお問い合わせください
その他	<a href="http://nosai-saitama.or.jp/">http://nosai-saitama.or.jp/</a>
問い合わせ先	埼玉県農業共済組合（越谷支所） 電話：048-965-7251

#### 4-4 収入保険制度

支援の内容	自然災害や価格低下などの農業者の経営努力では避けられない収入減少があった際に、5年間の青色申告実績に基づく基準収入に応じて補填金が支払われます。
対象となる方	青色申告を行っており収入保険に加入している農業者で、災害や収量減少等により収入が減少した方
必要書類等	埼玉県農業共済組合にお問い合わせください
その他	<a href="http://nosai-saitama.or.jp/">http://nosai-saitama.or.jp/</a>
問い合わせ先	埼玉県農業共済組合（越谷支所） 電話：048-965-7251

### 5 その他

#### 5-1 図書館資料の弁償免除

支援の内容	火災・天災等により喪失した図書館資料は、弁償を免除します。
対象となる方	火災・天災等により図書館資料を喪失した方
必要書類等	弁償免除申請書、り災証明書
その他	
問い合わせ先	越谷市立図書館 電話：048-965-2655（直通）